

令和3年大網白里市議会第4回定例会産業建設常任委員会会議録

日時 令和3年12月9日（木曜日）午後1時28分開会

場所 本庁舎 3階 第一会議室

出席委員（5名）

石 渡 登志男	委員 長	秋 葉 好 美	副委員 長
林 正清子	委 員	山 下 豊 昭	委 員
小金井 勉	委 員		

出席説明員

ガス事業課長	鎌 田 直 彦	ガス事業課副課長 （工務班長 事務取扱）	山 田 俊 雄
ガス事業課主査 兼業務班長	鈴 木 理 一	下水道課長	三 宅 秀 和
下水道課副課長	渡 辺 茂 行	下水道課主査 兼管理班長	片 岡 和 信
下水道課主査 兼施設班長	内 山 富 夫	都市整備課長	織 本 慶 一
都市整備課副課長	須 永 晃 二	都市整備課副主幹 （開発審査準備 班長事務取扱）	今 井 英 之

事務局職員出席者

議会事務局長	岡 部 一 男	副 主 幹	内 山 悟
主任書記	鶴 岡 甚 幸		

## 議事日程

第1 開会

第2 委員長挨拶

第3 協議事項

### (1) 請願（新規付託）の審査

- ・請願第 4号 太陽光発電設備設置および同発電事業より自然環境と住民を守る条例制定に関する請願

### (2) 付託議案の審査

- ・議案第 3号 令和3年度大網白里市ガス事業会計補正予算（ガス事業課）
- ・議案第 5号 令和3年度大網白里市下水道事業会計補正予算（下水道課）
- ・議案第10号 大網白里市下水道条例等の一部を改正する条例の制定について（下水道課）
- ・議案第11号 大網白里市都市計画法に基づく開発行為等の基準に関する条例の制定について（都市整備課）

第4 その他

第5 閉会

---

◎開会の宣告

○副委員長（秋葉好美副委員長） では、皆様、こんにちは。

ただいまより産業建設常任委員会を開会いたします。

（午後 1時28分）

---

◎委員長挨拶

○副委員長（秋葉好美副委員長） 最初に、委員長から挨拶をお願いいたします。

○委員長（石渡登志男委員長） 皆様、ご苦労さまです。

今回、当常任委員会で協議する内容は、請願が1件、議案が4件であります。いずれも重要な案件でございますので、慎重な審査をよろしくお願いいたします。

○副委員長（秋葉好美副委員長） ありがとうございます。

続きまして、協議事項に入らせていただきます。委員長、進行をお願いいたします。

---

○委員長（石渡登志男委員長） 傍聴希望者はありますか。

（「はい、あります」と呼ぶ者あり）

○委員長（石渡登志男委員長） それでは、傍聴者は第2会議室で傍聴をお願いいたします。

本日の出席委員は5名です。委員会条例第14条の規定による定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

---

◎請願第 4号 太陽光発電設備設置および同発電事業より自然環境と住民を守る  
条例制定に関する請願

○委員長（石渡登志男委員長） これより当常任委員会に付託となった請願第4号 太陽光発電設備設置および同発電事業より自然環境と住民を守る条例制定に関する請願の審査を行いたいと思います。

請願の内容については既にお配りしておりますので、朗読を省略させていただきます。

それでは、委員の方々の意見を伺いたいと思います。委員の皆様、よろしく申し上げます。

秋葉副委員長。

○副委員長（秋葉好美副委員長） こちらにご要望というか請願の内容を書いてくださってお

ります。現実的に、本市の特に細草辺りは太陽光パネルがもう本当に二十数軒ぐらいあるというような感じがあるので、そういった意味ではやっぱり条例、今ガイドラインができていますよね、本市では。ガイドラインでは今のところそういった規制みたいなものがないわけでしょう。そんな意味では、やっぱり条例は必要ではないかなとは思いますが、1点、このご要望の方々の北吉田というところと、これから弥幾野、そういった条例はすぐ条例としてこれが成り立つのかどうかというのを、ちょっとそここのところが聞きたいんですけども。都市整備課に対して。問いただせられない。

○委員長（石渡登志男委員長） 事務局、どうぞ。

○鶴岡甚幸議会事務局主任書記 今のお話は、今条例をつくった場合に、開発が進んでいる北吉田と弥幾野のほうに適用ができるかどうかと。

（「それ適用は入れますかという意味です」と呼ぶ者あり）

○鶴岡甚幸議会事務局主任書記 そうですよ。であれば、既に進行しているものに対して後から条例をつくった場合には、条例、法律も含めてなんですけれども、不利益なものは遡及しないという原則がありますので、現場の対応、例えば手続的なものを定めたり規制をかけたりするような条例をつくった場合には、今進んでいるものに関しては適用することはできません。

（「できないということですね」と呼ぶ者あり）

○委員長（石渡登志男委員長） よろしいですか。

○副委員長（秋葉好美副委員長） はい。そのへんがちょっと確認したかったものですから。ありがとうございました。

○委員長（石渡登志男委員長） その他の意見、皆様方、何かございますか。

小金井委員。

○小金井 勉委員 この請願理由の提出者の趣旨も、ある程度同感するところが私はございます。

そういった中で、この太陽光の問題は、もう本市だけじゃなく他市でも様々な内容があると思いますけれども、条例に関しましては近隣ではあまり伺いませんが、全国レベルで見ると条例をしっかりとつくって規制をしているところもあります。

そういった中から、太陽光におかれては様々な業者との兼ね合いもあろうかと思えますけれども、この無秩序にやはりやられては、住民また景観、様々な懸念材料がございます。

また、これからは、今副委員長がおっしゃっていましたがガイドラインという、その中身

について、今現在は何も効力がございません。多少のある程度の効力を与えるような条例が必要なのか、またその次の内容が必要なのか、よくちょっと今の段階でははっきりと言えませんけれども、いずれにいたしましても、今後はこの太陽光の設置については執行部側でも様々な内容を検討してもらいたいと私は思っていますので、この請願に対しては賛成の意を表します。

以上です。

○委員長（石渡登志男委員長） ほかに。

山下委員。

○山下豊昭委員 今回のこの請願に対しましては、法律的なものは今現在はないと思いますし、そういった意味では、拘束力のある部分というのは、これは千葉県のほうで認可制度で認められているということだと思いますし、そういった中で効力のある規制できるそういう条例をつくるという部分については、これはなかなかいろんな問題がかみ合って大変難しい部分もあるかと思います。

ただし、最低限でも今現在ないものをつくるのであれば、最低限従ってやっぱりガイドライン的なものでも、まずはそこらへんを重点的に考慮をした上で最終的にはこの問題、それと先ほど出ていますが、住民に対する事前協議制をしっかりと取るとか、やはりそれで認可が住民に対するメンタルの負担がないようなことを検討要望として、やはり今後条例をつくるに当たってはそのへんをメインにした形で認めていくということについて、私もこの今回の請願については、今後、委員会でもできて執行部のほうでそのへんを検討するに当たっては、なかなか簡単にはいかないと思いますが、最終的には今現在なんかにおいては認める方向性として私は考えております。

以上です。

○委員長（石渡登志男委員長） ほかにありますか。

林委員。

○林 正清子委員 私も以前、一般質問で太陽光について住民側からの相談を受けまして、ガイドラインにもしてくださるといところで都市整備課とお話しさせていただいたんですけども、やっぱり住民側から考えると、いきなり太陽光が立ってしまったという、そういう現実を踏まえて、本当に条例づくりまでいけたら、それはそれでやはり住民側にとっても業者、そういう立場の方たちにとってもいいのではないかなと思いました。

私も条例づくりとかというのはすごく分からない点もあるので、そういう委員会、そうい

うのができて、大網白里市に合った条例づくりができたらいいなというふうに思った次第です。

以上です。

○委員長（石渡登志男委員長） 討論も踏まえたような意見がございましたが、次に討論ですけども、希望者はおりますか。

（発言する者なし）

○委員長（石渡登志男委員長） なければ、意見が出尽くしたようですので……

（「委員長」と呼ぶ者あり）

○委員長（石渡登志男委員長） 山下委員、どうぞ。

○山下豊昭委員 1点、私が感じるのは、実際に今回のこの請願の内容そのものが私自身に、例えば請願の内容で、パネルを実際にどのくらいの広さ、例えば面積としてどの程度あるのかとか、それと出力の電力としてどのくらいの出力が業者のほうでは提案されているのか、そこらへんの内容が定かではないという、検討材料としてそこらへんがちょっと私自身としては不足しているかなと、説明がまだあまりされていないような気がします。そこらへんができれば、例えば規模の問題、面積の問題、それから電力が実際どのくらいで申請がされているのか、そこらへんがちょっと知りたい部分ではあります。

○委員長（石渡登志男委員長） 副委員長、どうぞ。

○副委員長（秋葉好美副委員長） この件についての今ご意見ですよ。それに対しての意見ですよ。

○委員長（石渡登志男委員長） はい。

では、私のほうからちょっと。

この件について、ちょっとご連絡をいただきまして、何か2つあるらしくて、弥幾野とかそうじゃなくて、北吉田のほうで2か所あるらしくて、それで1か所は小さいもので、もう一つはある程度、1か所が20キロオーバーとか、もう一つは200キロぐらいでしたね。

それで、説明会の中では大きいほうはやめると、小さいほうはやると。ただし、この権利を売っちゃうというんですね、結局。要はそこに設置できるような状態になっているみたいなものですから、その業者は住民とすったもんだするような大きいものについては、要するに自分たちはやらなくて、それを第三者、違う業者に要は売ってしまうというような、そういう話はちょっとお聞きしました。

ただ、規模的なものはどれくらいな、面積的なものはどれくらいなものか聞いていません

けれども、ただすぐ近くまで来るらしいんですね。だから、セットバックするなりの、ある意味では今の現状ではなかなか防ぐことができないので、セットバックするとか条件闘争になるんじゃないですかと。その相談者の方もそういう形になるのではないかなと。ただ、今後のために、自分たちのときには間に合わないかもしれないけれども、今後のために、こういったものの条例の設置をひとつお願いしたいというような意見はございました。それだけは伝えておきます。

では、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長(石渡登志男委員長) 出尽くしたようですので採決に移りたいと思いますが、よろしいということなものですから、お諮りいたします。

請願第4号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(石渡登志男委員長) ありがとうございます。

賛成総員。

よって、請願第4号は採択と決しました。

以上で請願第4号の審査を終わります。

---

◎議案第 3号 令和3年度大網白里市ガス事業会計補正予算

○委員長(石渡登志男委員長) 続いて、付託議案の審査を行います。

まず、担当課から付託議案についての説明を受け、説明終了後に付託議案の採決を行います。

はじめに、議案第3号 令和3年度大網白里市ガス事業会計補正予算を議題といたします。

ガス事業課を入室させてください。

(ガス事業課 入室)

○委員長(石渡登志男委員長) ガス事業課の皆さん、ご苦労さまでございます。

ただいまから当常任委員会に付託となった議案について審査を行います。時間の関係もありますので、説明は簡潔明瞭にお願いいたします。

なお、説明終了後に各委員から質問等があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに、課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第3号の説明をお願いいたします。

○鎌田直彦ガス事業課長 それでは、職員の紹介をさせていただきます。

副課長兼工務班長の山田でございます。

○山田俊雄ガス事業課副課長（工務班長事務取扱） 山田です。よろしくお願いいたします。

○鎌田直彦ガス事業課長 業務班長の鈴木です。

○鈴木理一ガス事業課主査兼業務班長 鈴木です。よろしくお願いいたします。

○鎌田直彦ガス事業課長 私、課長の鎌田です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第3号 令和3年度大網白里市ガス事業会計補正予算についてご説明いたします。

内容としましては、債務負担行為をすることができる事項の追加でございます。

事項名、ガス料金システム賃借、期間は令和4年度から令和9年度の5年間、限度額は3,905万1,000円税込みとなっております。

債務負担行為を補正で追加する理由でございますが、このガス料金システムとは需要家に設置しているガスメーターの指針を専用端末に記録し、結果を現場で印刷、お客様にお知らせするとともに、その集積したデータをコンピューターに取り込んでガス料金を算定し、その後のガス料金収納業務の一切を管理するシステムでございます。ガス事業には必要不可欠な基幹システムの一つでございます。

この現行のガス料金システムは、平成28年8月から令和3年7月までの5年間のリース期間満了後、コスト削減を図るべく再リースを行い使用しております。

ガス事業課としましては、さらなる再リースを行い、サーバーのオペレーションシステムの延長サポート期間である令和5年度まで使用することをもくろんでおりましたが、ここに来て検針データの集積用端末機器であるハンディーターミナルの起動不能やクライアントコンピューターのフリーズなどの不具合が発生し、業務に支障を来す事態が頻発するようになってきました。この場合、保守契約にのっとりシステム提供会社に対応を依頼しておりますが、ハンディーターミナル等の部品の一部が製造中止となっており、代替品の調達が困難な状況になりつつあるとともに、クライアントコンピューターの不具合に至っては修理不能のため、代替コンピューターを緊急手配し、設定調整試験を行い対応するなど、保守契約以上の対応を無理にお願いして対処しており、システムへの不安が増している状況にあります。

この事態の対応を課内で協議した結果、当該システムの不具合は継続し、対応はますます

困難になり、市民サービスに支障を来すリスクが著しく高くなると考えられたことから、現行システムのリースを再来年度まで延長し続けることを断念し、本年度中にシステムの更新を行うべきと結論に至りました。

これを受けまして、システム導入スケジュールを検討したところ、新システム導入にはハンディターミナルの製作やデータ移行、システムの試験調整などに通常約半年の準備期間を要すること、及び現行システムの再々リース期間を可能な限り短くしつつ新システムに移行するためには、令和4年4月には納入業者の選定を確定する必要があることから、今回、12月補正で債務負担行為を設定したものでございます。

以上でございます。

○委員長（石渡登志男委員長） ただいま説明がありました内容について、委員の皆様方、何かご質問等があればお願いいたします。

山下委員、どうぞ。

○山下豊昭委員 債務負担行為を設定するという事は、予算額がまだ正式には決定していないということで、例えば今回ですと4年度から5年間、そのような形で継続をして限度額を決めて、支払いをしていくということによろしいのでしょうか。

○委員長（石渡登志男委員長） 課長、どうぞ。

○鎌田直彦ガス事業課長 そのとおりでございます。

○委員長（石渡登志男委員長） 山下委員。

○山下豊昭委員 もしそうであれば、逆に通常予算として決定をされた場合に、議会に対する報告というのはどのような形でやられるのでしょうか。

○委員長（石渡登志男委員長） 課長、どうぞ。

○鎌田直彦ガス事業課長 通常予算の場合は、やはり手続は同じようにして、予算上、債務負担行為を設定して新年度予算のときに説明すると、そういう流れになります。

○委員長（石渡登志男委員長） 山下委員。

○山下豊昭委員 分かりました。

○委員長（石渡登志男委員長） ほかの委員の皆様方、何かございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（石渡登志男委員長） ないようですので、ガス事業課の皆さん、ご苦労さまでございました。退席していただいて結構でございます。ありがとうございました。

（ガス事業課 退室）

---

◎議案第 5号 令和3年度大網白里市下水道事業会計補正予算

◎議案第10号 大網白里市下水道条例等の一部を改正する条例の制定について

○委員長（石渡登志男委員長） 続いて、議案第5号 令和3年度大網白里市下水道事業会計補正予算及び議案第10号 大網白里市下水道条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

下水道課を入室させてください。

（下水道課 入室）

○委員長（石渡登志男委員長） 下水道課の皆さん、ご苦労さまでございます。

ただいまから、当常任委員会に付託となった議案について審査を行います。

時間の関係もありますので、説明は簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、説明終了後に各委員から質問があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに、課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第5号及び議案第10号の説明をお願いいたします。

はい、どうぞ。

○三宅秀和下水道課長 では、はじめに出席職員の紹介をさせていただこうと思います。

皆様から見て、私の右側が副課長の渡辺でございます。

○渡辺茂行下水道課副課長 渡辺です。よろしくお願いいたします。

○三宅秀和下水道課長 その右側が管理班長で主査の片岡でございます。

○片岡和信下水道課主査兼管理班長 片岡です。よろしくお願いいたします。

○三宅秀和下水道課長 その右が施設班長で主査の内山でございます。

○内山富夫下水道課主査兼施設班長 内山です。よろしくお願いいたします。

○三宅秀和下水道課長 最後に私、下水道課長の三宅でございます。よろしくお願いいたします。

それでは着座にて説明のほうをさせていただこうと思います。

議案の説明に先立ちまして、追加資料のほうをお配りさせていただきたいんですが、よろしいでしょうか。

○委員長（石渡登志男委員長） 構いません。どうぞお願いいたします。

（資料配付）

○三宅秀和下水道課長 それでは、改めまして、議案第5号 下水道事業会計補正予算のほうから説明をさせていただきます。今お配りさせていただきました資料に基づいて説明のほうをさせていただきます。

はじめに、まず概要でございますが、令和4年度からコミニティプラント施設における汚泥収集運搬業務の開始に向けて、今年度中に入札執行し業者の選定を行う必要があることから、債務負担行為308万5,000円を設定しようとするものでございます。

次に、その辺りの理由について説明をいたしますと、まず説明欄においてちょっと内容を説明させていただきます。

はじめに、令和3年度までの処分方法ですが、コミプラ施設で汚水処理を行った後に発生する汚泥につきましては、廃棄物処理法に基づいて、県内で唯一処理が可能でありました銚子市にあります業者に汚泥の処分の関係を委託して、焼却後、埋立て処分としておりました。

次に、中段に、令和4年度予算作成時にわかったことと書いてあるかと思うんですが、新年度予算の作成に当たり、業者等から見積りを徴しましたところ、これまで委託先であった業者が埋立て処分をしておりましたが、最終処分場の残余容積が残り僅かになったため、新年度は、茨城県にあるんですが、他社で処分する必要があると、そういう申出がございました。このため、別途焼却灰の運搬等処分が業務として追加されるため、コミプラ汚泥の処分が、処分単価が上昇し、処分費用がかさむことが判明いたしました。

そこで、下段に書いてありますとおり、令和4年度の処分方法でございますが、コミプラの汚泥を、現在行っております農集の汚泥と同様に、公共下水道施設へバキュームカーで運搬投入して浄化センターで脱水処理後に、公共下水道や農集の出す汚泥とともに処分する方法に変更して、処分費用の削減を図ろうとするものでございます。

最後に、これによる効果、そこに3つほど掲げてありますが、従来の方法より農集と同様に公共で処理をする方法が安価となります。

また、2番として、コミプラの施設で脱水処理が不要になりますので、その辺りに関する電気料金の削減が可能だと考えます。

3番目として、コミプラ施設の脱水設備、これはもう耐用年数を超えておりますので、今後ますます故障等が考えられますが、そのへんの修繕費や改築更新費用、この辺りが不要になるということです。

これらを考えました改築更新費用は除いて、維持管理に係る費用として、メリットとしては年間84万円ほどを試算しているところでございます。

以上のことから、新年度に先立って、コミプラの汚泥を公共下水道へ運搬するための汚泥収集運搬業務について、農集と併せて1本で一般競争入札を図りたいと考えております。

しかし、もともと農集のほうにつきましては、令和2年度からやっていることもあって、債務負担行為を設定していたんですが、コミプラにつきましては債務負担行為を設置していなかったことから、今回コミプラの汚泥収集運搬業務について、必要な金額について債務負担行為を設定させていただこうとするものでございます。

以上が、議案第5号、補正予算の説明でございます。

では続きまして、議案第10号の説明に入らせていただこうと思います。

資料につきましては、先ほど全員協議会で配付させていただきました、議案第10号説明資料と、今回追加で配付させていただきました資料、それに基づいて説明のほうをさせていただこうと思います。

全員協議会の資料等もしお手元がないようであれば、準備はしてきておりますが、よろしいでしょうか。大丈夫でしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○三宅秀和下水道課長 では、全員協議会の資料で、まずはそれに基づいて説明をさせていただきます。

説明時間の都合もございますので、まず、改正の趣旨につきましては、全員協議会の説明でご理解をいただいているものと考え省略をさせていただきまして、具体的な内容に重点を置いて説明をさせていただきたいと思っております。

はじめに、改定前後の使用料について、資料の中段に表で示させていただきます。上段の表が公共下水道で下段の表が農業集落排水・コミュニティプラントとなっております。左側が現行の使用料、右側が改定後の使用料となっております。

使用料改定に係る主な変更点について申し上げますと、まず1点目ですが、現行では公共下水道と農集・コミプラで2本立ての使用料となっておりますが、業者の使用料の単価がほとんど同額に設定されていることを含めて、下水道事業として一体的に維持管理を行い、同一の下水道サービスを提供させていただいているということから、今回使用料を統一する方向で検討させていただいております。また、これに伴いまして、従量使用料の水量区分につきまして、公共下水道と農集・コミプラで整合を図るため、新たに水量区分を追加する形とさせていただいております。

次に、2点目ですが、現行の使用料は1か月当たり税抜き1,400円ですが、これを1,500円

に基本使用料を改定するものです。また、使用水量に応じて徴収させていただきます従量使用料の単価につきましても、表にあるとおり、おおむね20円から30円程度の改定をさせていただきます。

なお、この辺りの改定額につきましては、公共下水道の改定率14から16パーセントを参考にしながら、使用者の方々に過度の負担とならないよう、一定の配慮をした上で検討をさせていただきます。

次に、3点目でございますが、現行では基本使用料の中に、使用水量10立方メートルまでの使用料が含まれておりますが、改定後は基本使用料には含まず、使用した水量に応じて従量使用料として徴収をさせていただきます。

以上が、主な変更点でございます。

次に、全協からの資料の裏面についてご説明をいたします。

施行日につきましては、令和4年4月1日を予定してございます。

また、使用者の方々の負担についてですが、昨日、議案質疑の中でもモデルケースに答弁をさせていただきましたので割愛のほうをさせていただこうと思っております。

次に、資料には記載してございませんが、これらの使用料改定に伴う増収額の見込みにつきましては、これも昨日議案質疑での答弁の繰り返しということになりますが、令和4年度から8年度までの5年間を対象に、今回算定をさせていただいたところでございますが、税込み概算額で申し上げますと、令和4年度が約5,700万円、令和5年度から8年度は約6,700万円と試算しております。5年間を通じて平均で申し上げますと、年間約6,500万円程度を見込んでおります。

なお、下水道事業は公営企業として会計上利益の確保、これが求められておりますので、この辺りを考慮しながら、一般会計の繰入額についても、今後、市の予算協議の中でいろいろと検討をしていきたいと考えております。

次に、先ほど配付させていただきました資料、県内市町における下水道使用料の比較について説明をさせていただきます。

まずは上段のグラフ、これは公共下水道になります。比較に際しましては、1か月当たりの使用水量を20立方メートルとして使用料を比較したものでございます。本市におきましては、現行税込み3,190円で緑色の左から3番目です。緑色の棒グラフとなりますが、改定後は税込み3,630円で青色の棒グラフとなります。順位としましては、高いほうから2番目で順位については変更はございません。

なお、オレンジ色で示しております棒グラフは、国における類型区分、下水道の施設の類型区分が同一の自治体を示しております。近隣市では茂原市が3番目で3,080円、東金市が8番目で2,714円という具合になってございます。

次に、下段のほうのグラフでございますが、農集とコミプラになります。このグラフの市町名のところで、かぎ括弧で囲んであるところとグレーの色に塗ってある市町、ここがコミプラになります。本市におきましては、現行3,190円ということで、これにつきましても緑色の棒グラフで示してございます。これが改定後は3,630円と青色の棒グラフとなります。使用料につきましては、高いほうから数えますと14番目であったものが13番目ということになります。

近隣では茂原市、山武市が真ん中辺りのオレンジ色の棒グラフですけれども、3,850円ということで2番目となっております。またお隣の九十九里町さんが同じくオレンジ色の棒グラフですが、16番目で3,190円、白子町はコミプラとなりますのでグレーの棒グラフとなりますが、20番目で2,750円、東金市がオレンジ色の棒グラフで21番目で2,714円となっております。

今回使用者の皆様にはご負担をお願いすることになりますが、公営企業会計として利益を確保して、また経営の健全化を図るとともに、一般会計からの繰入金についても削減を目指すため、使用料の改定についてお願いを申し上げるものですので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上が、議案10号の条例改正の説明となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

以上でございます。

○委員長（石渡登志男委員長） ただいま説明がありました内容について、委員の皆様方、ご質問等があればお願いいたします。なおその際、2つの議案がありますので、議案番号をお示しく下さい。委員の皆様方。

山下委員。

○山下豊昭委員 議案第5号のほうでお聞きいたします。

私、質問をさせていただこうと思ったのは、債務負担行為を設定することによるメリットは何かという質問をするつもりでいましたが、先ほど課長のほうから前もって今説明がありましたので、この点はなしとさせていただきます。

ただし、やはり債務負担行為を設定するという事は、先ほどもお聞きいたしました、予算が決定していないので、分割にて、やはり支払いも限度額を決めて、定期的にちゃんと

計画的にやっていくということだと理解をいたしますんで、これは正式に予算計上がされた場合には、どのような形で議会のほうにはご報告をしていただけるのか、その点だけ、もう一回お聞きいたします。

○委員長（石渡登志男委員長） はい、課長。

○三宅秀和下水道課長 今回これは補正予算をいただいたところで、年明けに農集とコミプラを合わせまして入札を図るという形になります。

今回は農集の分だけしかエントリーさせていただいていませんでしたので、新年度以降につきましては、維持管理費のコストを下げるという意味で、今後継続してコミプラをやっついこうと思いますので、今後は新年度予算の中に、農業集落排水、コミュニティプラント、あと公共下水道、そのへんを含めて、新年度予算の中に全て盛り込んでご提示をさせていただこうと思っております。

○委員長（石渡登志男委員長） 山下委員。

○山下豊昭委員 分かりました。ありがとうございます。

○委員長（石渡登志男委員長） ほかの委員の皆様。

秋葉委員。

○副委員長（秋葉好美副委員長） ちょっとこれとはまた関係がないんですけども、今後の水道施設が非常に老朽化をしていてね、今、災害等で漏水や破損事故が約2万件ということが、今ニュースでなっているんですけども、本市としては縦長じゃないですか。すごくこの水道管引くのも大変な状況の中で、今本当に国としてもえらい問題になっていると思うんですね。

そんな中で、こういう破損事故とかいろんな漏水についての水道管について、今後のことをどのように、懸念というか、考えているのかなというのを、ちょっとお聞きしたいんですけども。

○委員長（石渡登志男委員長） はい、課長どうぞ。

○三宅秀和下水道課長 今お話しいただいたのは上水道のほうだと思います。上水道は、蛇口をひねれば水が出てくるので、基本的に管に圧力がかかった形になっていますので、おそらく管が破損すると中から水が出てきてという形になると思います。

逆に、下水道につきましては、一部圧送管ということで圧力のかかっている管はありますが、どちらかというと流れてきて、自然勾配で流れていくので、どちらかというとなんか管が破損すると、道路のところの土と一緒に管の中に入ってきて道路が陥没するという、そういう事

故が非常に懸念されるわけでございます。

今、平成24年から改築更新ということで、施設の老朽化したものをやらせていただいておりますが、まずは機械設備、電気設備、このへんが耐用年数的には、電気がおおむね10年、機械がおおむね20年となっておりますので、先にそういうものを改築更新をさせていただいていると。管渠につきましては、基本的に耐用年数が50年という形になっておりますので、一番先に供用開始した公共下水道は平成3年でございますので、まだ、ちょうど半分少しいったところぐらいでしょうか。耐用年数的にはまだそれぐらいでありますので、基本的にはまだもつものとは考えてございます。

ただ、今までにもそういうトラブルというか、それはなかったわけではありませんが、扱っているものが汚水ということで、そこは上水道と違って、その管渠が腐食するという、そういうものが逆に下水道としては厄介なところがございます。そういうところにつきましては、それはもう国のほうからも通知というか通達が出ておりますが、基本的に5年に1回、そういうところをきっちり点検していきなさいと。特に、その汚水が管の中で暴れるようなところ、いってみれば暴流部ですとか、そういうところは特に念入りに点検をするような形で、今進めさせていただいております。

いずれ耐用年数近くになりますと、そこは下水道の浄化センター等の施設と同様、管渠についても、またこれらは非常にお金がかかると思うんですが、改築更新ということでやっていく形で、今のところは考えてございます。

（「よろしく願います。大変かと思いますが」と呼ぶ者あり）

○委員長（石渡登志男委員長） ほかにありますか。

林委員。

○林 正清子委員 すみません、議案第5号のほうで、説明のところ、予算作成時にわかったこと、予算項目が4項目になりますよね。それってリサイクルなんかで環境にとってもいいのかということと、効果に対しては安価となったり、電気料金も削減できるとか、修繕費が不要になるということで、どのくらいパーセンテージみたいに明確化というのをしているかということですね。

ごめんなさい、前の4項目になるということで、SDGsですか今の、そういうところにも絡んでいくものなのかどうかということ、3点です。お聞きしたいと思います。

○委員長（石渡登志男委員長） はい、課長どうぞ。

○三宅秀和下水道課長 まずリサイクルという観点でございますが、リサイクルにつきまして

は、このコミュニティプラントから出てくる汚泥というのは、基本的に一般廃棄物という、農業集落排水もそうなんですけれども、一般廃棄物という扱いで、一般廃棄物の汚泥というものを処理できるのが、県内で銚子にあります、そこ1か所しかできないものですから、そこは、焼却して灰にして、かなりボリュームを少なくして埋立てをすると、その処理しかやっておりますので、ちょっとリサイクルという形にはなってございません。

しかしながら、公共下水道の汚泥につきましては、焼却した後に、現在は軽量骨材、コンクリートの中に混ぜる砂利みたいなものを骨材というんですけれども、あれの軽量の、軽い骨材とか、あと、以前はセメント会社さんにも搬出して、汚泥セメントということでリサイクル、その他肥料等、そういう形でリサイクルはやっていた経緯がございます。

今回、コミプラのやつも公共に入れることで、そういうリサイクルになるという形にはなると考えております。

それから、2点目の効果のところでございますが、年間約84万円というところでございますが、やはりこの中で一番大きいのは3番目の、今後、脱水設備を使わなくなるということで、今後の修繕費がなくなるということで、おおむね6割ぐらいは、この3番のメリットがやはり大きいものかなと。おそらく、これをずっと使い続けますと、耐用年数を超えているということで故障率も高くなりますし、それを使わなくなるということで、今までの工事費を年数割りすると、大体56万ぐらいのメリットがあるものというふうに考えてございます。

それと、最後に、ちょっとSDGsですけれども、いろいろとSDGsに貢献できること、できないことはいろいろあると思いますけれども、特に汚泥というところだけではなく、そういう電気の削減、そういうところも含めて全般的に、いろいろとSDGsと絡んでおりますが、下水道の処理プロセス全体で、そういうところと関係を持って、貢献していければなというふうには、ちょっと考えてございます。

○委員長（石渡登志男委員長） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石渡登志男委員長） ないようですので、下水道課の皆さん、ご苦労さまでございました。退席していただいて結構でございます。

（下水道課 退室）

---

◎議案第11号 大網白里市都市計画法に基づく開発行為等の基準に関する条例の  
制定について

○委員長（石渡登志男委員長） 続いて、議案第11号 大網白里市都市計画法に基づく開発行為等の基準に関する条例の制定についてを議題といたします。

都市整備課を入室させてください。

（都市整備課 入室）

○委員長（石渡登志男委員長） 都市整備課の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

ただいまから当常任委員会に付託となった議案について審査を行います。時間の関係もありますので、説明は簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、説明終了後に各委員から質問があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第11号の説明をお願いいたします。

○織本慶一都市整備課長 それでは、職員の紹介をさせていただきます。

須永副課長でございます。

○須永晃二都市整備課副課長 須永です。よろしくお願いいたします。

○織本慶一都市整備課長 今井開発審査準備班長でございます。

○今井英之都市整備課副主幹（開発審査準備班長事務取扱） 今井です。よろしくお願いいたします。

○織本慶一都市整備課長 課長の織本です。よろしくお願いいたします。

それでは、着座にて説明させていただきます。

それでは、議案第11号の説明資料に沿って説明させていただきます。

大網白里市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の制定についてでございます。

まず、制定の趣旨でございますが、都市計画法に基づく開発許可等の事務権限については、千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部が、県条例が改正されたことにより、令和4年4月1日から市に委譲されることとなりました。

都市計画法の第34条第11号及び第12号に基づく許可基準については、本市はこれまで県の条例に基づき運用されてきたところですが、権限の委譲に伴い、市で許可基準を定める必要があることから、新たに条例を制定しようとするものでございます。

市条例の内容についてご説明いたします。

県条例と比較しまして、規制の許可を行わず、以下を緩和する案でございます。

まず1つ目として、法第33条、これは開発許可の基準でございますが、技術的な基準でございますが、公園の設置基準面積を緩和いたします。現在3,000平米以上の開発につきまして、公園、緑地の設置義務があるんですけれども、それを1ヘクタールに緩和したいという案でございます。

2点目として、法第34条、立地基準で、県条例について、以下の点を追加いたします。

まず、アとして、属人性、線引き前の土地所有者を排除し、緩和したいというふうに考えております。

イとしまして、専用住宅を目的とした開発行為で、千葉県の審査基準に提案しなきゃいけないものを、条例にうたって省略したいというふうに考えております。

あと、ウとして、総合計画に適合する開発行為を許容するものでございます。具体的には、市内幹線道路の生活利便施設と白里海岸一帯の海浜レクリエーションの施設を許容するものでございます。

施行日については、令和4年4月1日ということになります。

それでは、添付した資料で、県条例と市条例の案を比較したものがありますので、それをちょっとご覧いただきたいと思います。左側が現行の県条例となっております。真ん中が市条例の案となります。県と違うところについては、アンダーラインを引いてあります。

それでは、市条例案の第3条なんですけれども、これが先ほど説明した公園の設置基準の緩和でございます。まず、開発区域の全てが、土地区画整理事業の区域内や開発行為で造設され、公園が既に設置されているものと、あと開発区域の面積が1ヘクタール未満のものは、公園の設置をしますというものを入れています。

続きまして、4条以下のところに、これが法34条11号条例といたしまして、要するに市街化区域と一体的な日常圏というものでございます。これは県の条例と同じく、市街化区域から1.1キロ、150メートルの40戸連たんですね。これについては、県の条例とほとんど同じになっております。

続きまして、5条のほうは、11号条例の用途については二種低層専用住宅、これも県の基準と一緒にございます。

あと、開発区域の面積も、6条で5ヘクタール未満、これも県の条例と一緒にございます。

続きまして、法34条の11号の条例について説明します。

7条以下になります。

まず、1号の分家住宅、これは線引き前の土地所有者が、要は分家するときの許可基準な

んですけれども、これは基本的には県と同じなんですけど、ただし分家住宅の分家、これは県の条例ですと、県の開発審査会にかけなきゃいけなかったんですけれども、分家住宅の分家を、市の許可の要件として追加しております。

続きまして、2号、これは既存集落内の専用住宅の許可要件なんですけれども、県条例ですと、線引き前に土地所有者という条件があるんですけれども、この線引き前の土地所有者という条件を緩和しております。

また、本市は隣が東金市と茂原市になっていますので、これは40戸の連たんが必要なんですけれども、東金市の非線引きのを20戸以上と、建物を入れて20戸、過半数以下のものを、東金市と茂原市の住宅をカウントできるというふうに緩和しております。

開発区域の面積は500平方メートル以下、敷地面積は180平方メートル以上というふうにしております。

その下なんですけれども、国・県道に沿った奥行き50メートルの範囲は、これも既存集落内の専用住宅の許可要件があるんですけれども、これはあくまでも県の宅地開発審査基準の提案基準になっていますけれども、これを条例に入れまして、市の審査の基準として入れております。

続きまして、その下の3号、これは既存適合建築物の増改築というものでございます。線引き前からある専用住宅で、建築確認を取ったものについての増改築もできることになっているんですけれども、それに加え、そのイ、ウ、エのところなんですけれども、一号店舗、線引き後に許可を得た店舗、または、このウの13号というのが、既得権で建てた専用住宅のものを、今は、人に売買すると、それは建て替えできなかったんですけれども、それを可能にするというふうに緩和しております。あと、分家住宅で建ったものの増改築も、エのところでも可能にしております。

4号の既造成地というものなんですけれども、5号は県条例になるんですけれども、これは県の基準と変わりありません。

6号なんですけれども、これが総合計画に基づいて開発行為で定める土地の区域ということで、これが先ほど言いました市内幹線道路沿道の生活利便施設と、白里地区の海岸一帯の海浜レクリエーションに資する立地基準ということになります。

続きまして、8条をご覧ください。

2号のところ、市街化調整区域の線引き前から既に宅地になった土地、これを既成宅地というんですけれども、それについても、千葉県の開発審査基準の提案基準でしたけれども、

これも条例に入れて、市の審査とするものでございます。

それで、先ほどの6号の市の総合計画の中の細かい基準なんですけれども、条例規則をつけさせていただいています。区域については、3条のところ、国道128号から白里の市街化区域のところまでの県道と、あと郡界道路の位置を示しています。これの開発の敷地の面積が、7分の1以上が、この道路に接していなければならないというふうに定めております。建物の延べ面積も、1,500平方メートル以下、高さを10メートル以下としております。ただし、風営法に関するものは除くということもなっております。

具体的に建てられるものとして、店舗、飲食店、コインランドリー、事務所、病院、動物病院、福祉施設としております。

続きまして、2項ですけれども、これが白里海岸一部部のレクリエーションに資する施設ということで、県道飯岡線と九十九里有料道路に囲まれた市街化調整区域というように位置を定めております。

風営法による営業を除くものとして、店舗、飲食店、宿泊施設、屋外レジャー施設に付帯する建築物というふうにしております。

以上でございます。

○委員長（石渡登志男委員長） ただいま説明がありました。

小金井委員、どうぞ。

○小金井 勉委員 今回の課長の説明じゃ、何が何だかよく分からないけれども、そんなことを1から10まで言われたって、素人目には何も耳には入ってきません。いわゆる、これをこうして、県から市のほうに移管するわけだけれども、そこに対してのメリット、どう変わるのかということを我々は聞きたいんですよ。こんなこと、この中身をだらだら言われたって、そんなのは分かるわけじゃないの、課長よ。

じゃ、これは市になるわけだから、県をまたいでも省く時間、許可申請の時間がもろもろに短縮されるわけでしょう。どのくらい短縮になるとか、そういったメリットを我々は聞きたいんですよ、メリット・デメリットを。ちょっとそこらへん、分かる範囲で。

○委員長（石渡登志男委員長） 課長。

○織本慶一都市整備課長 まず、先ほどの手続の時間なんですけれども、今までは市が受け付けて土木事務所に進達しているという形で流れたんですけれども、それが市だけでできるということで、1週間から2週間の手続の短縮が図れるということになります。

それと、今まで市街化調整区域に住まわれる方、県道沿いは店舗とかそういうものを建て

なかったんですけれども、そういう店舗とかが建てられることによって、調整区域に住まわれる方の生活利便性が向上される。

また、白里地区についても、現在、市街化区域の下の波乗り道路側は許可基準がないんですけれども、それにある程度の海岸レクリエーションに資することによって、地域の活性化が図れるんじゃないかなということでございます。

また、あと属人性を排除したということになりますと、許可を受けて建ったものが、ほかの方に渡っても建て替えができないという、そういうことがあったんですけれども、建て替えができることによって、空き家を防止するのと、また、今、許可要件のないところについても建てられるようになって、要は流入人口の少しでも増加が図れるんじゃないかなということが期待されるということがメリットでございます。

○委員長（石渡登志男委員長） デメリットはありますか。

逆にデメリットもありますか、今、質問が委員のほうからあったと思いますけれども。

はい、課長、どうぞ。

○織本慶一都市整備課長 デメリットについては、やはり権限が市の責任であるということで、事務量が多少煩雑に、全部、許可の完了検査とか全部行かなきゃいけないので、事務量が増えるということは考えられます。

○委員長（石渡登志男委員長） 小金井委員、どうぞ。

○小金井 勉委員 最初からそれを聞いたかったです。以上です。

○委員長（石渡登志男委員長） その他に。

はい、秋葉副委員長。

○副委員長（秋葉好美副委員長） 本市は、ほとんどが市街化調整区域で、大網白里市全域がね。この権限移譲することによって、そのへんの先ほど言ってくださったメリット、デメリットなんでしょうけれども、今、課長が言っているところに関しては、128号線、それから海岸線のことをお話ししてくださっているのかな、そうじゃない。

（「そうです。」と呼ぶ者あり）

○副委員長（秋葉好美副委員長） 全体的なことをおっしゃっている……。

（「全体です」と呼ぶ者あり）

○副委員長（秋葉好美副委員長） 全体的な。

（「全体」と呼ぶ者あり）

○委員長（石渡登志男委員長） はい、どうぞ。

○織本慶一都市整備課長 128号線については、以前から地区計画の運用基準というものがあ  
りまして、ある程度、その運用基準に合致するものであれば、商業施設が進出できたんです  
けれども、今回改定するところについては、まず、市街化区域全体の話、属人性と、それと、  
あと先ほどの総合計画に適合する開発行為というのは、新たに追加したものは、県道山田台  
大網線と128号から白里までの間と、あと郡界道路と、あとそれに加えて白里の産業道路よ  
り下の調整区域のところ辺りを追加しております。

○委員長（石渡登志男委員長） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（石渡登志男委員長） 山下委員、先ほど手を上げて……。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（石渡登志男委員長） はい、どうぞ。

○山下豊昭委員 第34条のところのアの部分と県道山田台大網白里線、国道128号線の、この  
へんと、その次のイの部分の海浜リクレーションに資する店舗、そして宿泊施設等の開発行  
為を許容するということと、山田台のほうは生活利便に資する店舗、そのあとに飲食店とい  
う説明がついておりますが、生活利便に資する店舗と、どのような、今現在で結構なんです  
が、考えられている、どのような店舗を認識されているのかということと、下のほうの海浜  
リクレーションに資する店舗というのは、どのような店舗を認識をされているのか、あるい  
は現在、海浜リクレーションの、あの通りには、キッチンカーとかそういうものがこれから  
は進出もされるのではなかろうかと思われるんですが、そこらへんの許認可についても許容  
しているのかどうかをお伺いします。

○委員長（石渡登志男委員長） はい、どうぞ。

○今井英之都市整備課副主幹（開発審査準備班長事務取扱） まず、県道山田台大網白里線と  
郡界道路沿道についての生活利便施設の立地にお答えいたします。

生活利便施設として挙げさせていただいているものは、この規則に書かせていただいたも  
のになります。このうちの店舗について特に制限を設けるわけではなく、記載のとおり風  
俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律、そちらに記載のある営業のものは除かせ  
ていただくということで考えております。

続きまして、県道飯岡一宮線と九十九里有料道路に囲まれる土地の区域についての海浜レ  
クリエーションに資する施設でございますけれども、そちらの店舗は、現状一部、制限をか  
けさせていただいているといたしますか、絞らせていただく予定でございます。海浜レクリ

ーションに資する施設ということで、マリンスポーツに付随するようなものですか、釣具店ですか、あとは水着の販売を主として行うお店ですか、あとは飲食店、そこで食べなくても持ち帰るような、そういったお店であれば認められるようになってこようかと思えます。

先ほどおっしゃられましたキッチンカーにつきましては、建築物に該当しないということがありますので、こちらの規制からは適用されないものとなっております。

以上でございます。

○委員長（石渡登志男委員長） はい。

（「分かりました。ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○委員長（石渡登志男委員長） 林委員、何かありますか。

（「いいですか」と呼ぶ者あり）

○委員長（石渡登志男委員長） 副委員長、どうぞ。

○副委員長（秋葉好美副委員長） 本当に今、海岸のほうの利便性みたいなお話ししたんですけども、本当にここの災害、すごく地震も頻繁に起きている中で、海岸のほうにそういったものということを考えたときに、よほど検討していかないと非常に危険かなと。

逆に私はこっちのスマートインターチェンジの、あの辺りとか、もうちょっと何か、本当に利便性向上に、せっかくあれだけ立派なスマートインターチェンジができたにもかかわらず、どれだけの台数が通っているのかなということを考えたときに、もっともっと上のほうに注視して考えていくべきではないかなと。そのへんをちょっと都市整備課の人たちのそのへんの考えですか、していただきたいなと逆に思うんですよ。やっぱり今、これだけの災害が、あちこちに地震が起きている中で、海岸にそのへんができて果たしていいものだろうか。全然ないわけではないと思いますよ、ある程度考えていいと思いますけれども、どっちかといったらこっちの上の辺りの、やはりスマートインターチェンジを本当に、どれぐらいの台数があれされているのか、逆にあのへんに何か商業施設じゃないけれど、もっともっと何か、それに利便性向上のものが来るのが、逆にいいのかなって私自身の個人ですけれども、そういう意見があるんですけれども。

○委員長（石渡登志男委員長） それについてどうですか。

はい、課長、どうぞ。

○織本慶一都市整備課長 まず、今回の条例の総合計画に適合する開発行為の許容ということで、第6次総合計画にうたわれているものを入れ込みさせていただきました。

スマートインター周辺については、具体的にどのようなものが誘導するのかということの議論にもなりますし、スマートインターチェンジの周辺につきましては、今の開発の許可基準の中でも、物流施設とか、そういうものについても立地基準がありますので、総合計画でうたわれている具体的には海浜リクレーションと、この縦軸の生活利便施設の誘導ということで、今回やらせていただいています。

今後、総合計画でスマートインターチェンジ周辺の土地利用、誘導のほうが明記されていけば、この条例改正のほうをしていって、対応できるのではないかなということ考えております。

○委員長（石渡登志男委員長） はい。

○副委員長（秋葉好美副委員長） 早い時期にそういったことも検討事項に入れられることを要望いたします。ぜひ。

○委員長（石渡登志男委員長） 最後、私のほうからいいですか。

これ、大網白里市は今、秋葉副委員長からあつたとおり、とにかくやっぱり調整区域が圧倒的に多いので、家もなかなか建てられない。それから、そうなっていると利便施設もなかなか難しい。そういった意味でこの条例というのは非常に理にかなったものではないのかなと。

先ほどちょっとメリットとデメリットがあつて、あと店舗も今井班長のほうからお聞きしましたけれども、いろいろ考えてみますとデメリットは市側のそういった事務仕事、そういったことを含めたことが大変だと思うんですけれども、メリットも非常に大きなものですから、ひとつ何とか頑張ってくださいまして市民生活に密着した店舗、それから住宅がスムーズに条件に合致したものがスムーズにこう、いけるようになればなあと思っていますので、引き続きどうぞよろしく願いいたします。

ほかに皆さん方ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（石渡登志男委員長） ないようですので、都市整備課の皆さん、大変ご苦労さまでございました。

退席していただいて結構でございます。

（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

（都市整備課 退室）

○委員長（石渡登志男委員長） では、これより各議案の取りまとめを行います。

はじめに、議案第3号 令和3年度大網白里市ガス事業会計補正予算について、ご意見及び討論等ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○委員長(石渡登志男委員長) それでは、付託議案に対する審査結果の採決を行います。

議案第3号について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(石渡登志男委員長) ありがとうございます。

賛成総員。

よって、議案第3号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第5号 令和3年度大網白里市下水道事業会計補正予算、ご意見及びご討論等ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○委員長(石渡登志男委員長) それでは、議案第5号について原案のとおり決することに賛成の意見の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(石渡登志男委員長) 賛成総員。

よって、議案第5号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第10号 大網白里市下水道条例等の一部を改正する条例の制定について、ご意見及び討論等ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(石渡登志男委員長) それでは、付託議案に対する審査結果の採決を行います。

議案第10号について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(石渡登志男委員長) ありがとうございます。

賛成総員。

よって、議案第10号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第11号 大網白里市都市計画法に基づく開発行為等の基準に関する条例の制定について、ご意見及び討論等ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(石渡登志男委員長) ないようですので、それでは付託議案に対する審査結果の採

決を行います。

議案第11号について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(石渡登志男委員長) ありがとうございます。

賛成総員。

よって、議案第11号は原案のとおり可決いたしました。

以上で当委員会に付託された議案の審査を終了いたします。

---

◎閉会の宣告

○委員長(石渡登志男委員長) 次にその他ですが、何かございますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○委員長(石渡登志男委員長) なければ、以上で、協議事項とその他を終了したいと思います。

秋葉副委員長、最後、どうぞよろしく願います。

○副委員長(秋葉好美副委員長) 以上をもちまして産業建設常任委員会を閉会いたします。

皆様、大変にお疲れさまでございました。

(午後 2時37分)